

洗濯業務外注委託仕様書

1 業務の目的

対象施設における、入居者衣類の洗濯業務

2 対象施設の名称及び所在地

- (1) 特別養護老人ホーム深沢共愛ホームズ（世田谷区深沢 1-3-2-21）
- (2) 特別養護老人ホーム等々力共愛ホームズ（世田谷区等々力 1-2-4-11）

3 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（1 年間）

4 業務内容

入居者の私物洗濯の回収、洗濯、納品を下記のとおり行うこと。

- (1) 入居者の洗濯物集配を週 3 回収し、4 日後に納品すること。
- (2) 集配時間は 8 時から 17 時とする。
- (3) 洗濯物はシャツ、パンツ、ズボン下、Tシャツ、靴下等の水洗い可能なものを高温洗淨処理で行うこと。
- (4) ドライクリーニングとなるセーター、コート類は対象外とする。
- (5) ドライクリーニング及びアイロン掛けが必要な場合は、別途料金で行うものとする。
- (6) 洗濯物は個人別の洗濯ネットに入れ回収し、ビニールパックにて返却すること。
- (7) 回収及び納品場所は、指定の場所とすること。
- (8) 緊急に際し施設が要望する場合には、連絡を受けて対応ができる体制を整えること。
- (9) 洗濯物の紛失、変形、色あせ等一切の責任は、業者が行うものとする。

5 施設側が行うこと

- (1) 入居者の洗濯物と専用ネットに『施設名』『個人名』をマジックインク等で記入する。
- (2) 新規入居者が洗濯物を出す場合には、事前に業者へ連絡を行う。

6 費用の負担

(1) 受託者の負担

- ①施設と受託者の洗濯設備場所との間の洗濯物の搬送(集配)に関わる人件費、車両費、台車費、容器費、燃料費、保険負担等全ての費用。
- ②受託者の洗濯設備場所における洗濯に関わる全ての費用。

(2) 委託者の負担

集配に際して分別作業を行う施設内の場所は、施設が指定する範囲において無償で貸与し、これに関わる光熱水費は施設が負担する。

7 その他

- (1) 受託者は、如何なる問題が生じても代替手段を速やかに用意し、業務に支障が出ないように努めること。また、施設側へ報告し、承認を得てから代替手段を実施すること。
- (2) 施設に搬入・供給業務を行う業務担当者は、その身分を確認できる名札を付けること。
- (3) 令和6年4月1日から確実に業務遂行が行われること。
- (4) 問題が生じた場合には、施設長の指示に従うこと。

8 個人情報の管理

個人情報取り扱いについては、「個人情報を取り扱う請負業者の特記事項」のとおりとする。

以 上

個人情報を取り扱う請負業者の特記事項

(秘密保持義務)

1. 契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。
また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

2. この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、予め再委託する業者名、再委託の内容を施設に通知し承諾を得なければならない。また、再委託者にもこの契約を遵守させるとともに、再委託者へ申し送る個人情報を含む情報の内容は、事前に施設に通知し承諾を得なければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 個人情報を施設の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(返還)

4. 契約を終了したとき、または、施設が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに施設に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

5. 個人情報の全部または一部を施設の許可なく複写、複製してはならない。ただし、施設の許可を受けて複写、複製したときは、使用后それらのものは焼却または裁断機により、利用できないように処分しなければならない。

(授受及び保管)

6. 個人情報の授受及び保管管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(調査)

7. 施設は、個人情報の管理状況について随時調査をし、管理者に対して必要な報告を求め、指示を与えることができる。

(事故の報告)

8. 事故が発生したときは直ちに施設に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって施設に報告し、指示に従わなければならない。